

平成 28 年（2016 年）3 月 24 日

【下記「要請先」記載の 7 団体の長 様】

個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組に関する要請書

長野県及び県内市町村の税務行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、給与所得者である従業員の個人住民税は、地方税法において、所得税の源泉徴収と同様に、事業者の皆様が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員に代わって納税（特別徴収）することされています。

これまで長野県及び県内市町村では、関係団体や事業者の皆様への周知活動を行うなど、共同して特別徴収の推進に取り組んでまいりましたが、県内の給与所得者のうち特別徴収の方法により納税されている納税義務者の割合は、全県で約 7 割にとどまっています。

こうした状況を踏まえ、長野県と県内全 77 市町村は、個人住民税の特別徴収制度の適正な運用と納税者の利便性向上、安定した税収の確保を図るため、平成 30 年度から、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者を個人住民税の特別徴収義務者に指定することにより特別徴収を徹底し、その円滑な実施に向けて共同で取り組んでまいります。

個人住民税の特別徴収は、市町村が計算した税額を納付しますので、所得税の源泉徴収と異なり、事業者が税額の計算を行う必要はありません。また、個人住民税の年税額が 12 回に分けて給与から差し引かれて納税されることから、従業員にとっては、納め忘れを防ぐとともに、年 4 回で納税する普通徴収と比べて 1 回あたりの負担が緩和されます。

今後、長野県と県内全 77 市町村において、この取組について事業者や従業員の皆様に対して幅広く周知・広報を行ってまいります。貴会におかれましても、この趣旨を御理解いただき、会報誌等への掲載などによる会員の皆様への周知について、引き続き特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

長野県知事 阿部 守一

長野県市長会会長 三木 正夫

長野県町村会会長 藤原 忠彦

要請先

(敬称略)

- | | | |
|-------------------|----|--------|
| 長野県中小企業団体中央会 | 会長 | 春日 英廣 |
| 一般社団法人長野県商工会議所連合会 | 会長 | 北村 正博 |
| 長野県商工会連合会 | 会長 | 柏木 昭憲 |
| 一般社団法人長野県法人会連合会 | 会長 | 山浦 愛幸 |
| 関東信越税理士会長野県支部連合会 | 会長 | 風間 孝三 |
| 長野県青色申告会連合会 | 会長 | 関 昌憲 |
| 長野県納税貯蓄組合連合会 | 会長 | 宮森 伊八郎 |